



大津市公報

平成 29 年 3 月 31 日
号外 (第 18 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 36 大津市美術展覧会開催規則及び大津市写真展覧会開催規則を廃止する規則..... 1
- 37 大津市エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則を廃止する規則..... 1
- 38 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 39 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 2
- 40 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則..... 2
- 41 大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 3
- 42 大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 3
- 43 大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 15

規 則

大津市美術展覧会開催規則及び大津市写真展覧会開催規則を廃止する規則を公布する。
平成29年 3 月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第36号

大津市美術展覧会開催規則及び大津市写真展覧会開催規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

大津市美術展覧会開催規則 (平成10年規則第37号)

大津市写真展覧会開催規則 (平成11年規則第96号)

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則を廃止する規則を公布する。
平成29年 3 月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第37号

大津市エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則を廃止する規則

大津市エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行細則 (平成15年規則第35号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 3 月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第38号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和54年規則第20号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条の 2 関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
------	-------	-------

20歳未満	4,751円	13,287円
20歳以上25歳未満	5,333円	13,287円
25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円
30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円
35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円
40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円
45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円
50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円
60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	3,920円	15,558円
70歳以上	3,920円	13,287円

附 則

- この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金並びに休業補償（以下「年金たる補償等」という。）について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償等については、なお従前の例による。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第39号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項の表精神障害者医療費補助金の項及び大津市介護職員初任者研修受講補助金の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第40号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 4 条第 1 項第 5 号」を「第 4 条第 1 項第 6 号」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（中間検査申請書に添付する書類）

- 第 7 条の 2** 規則第 4 条の 8 第 1 項第 4 号（規則第 8 条の 2 第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類（法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物であって、令第 46 条第 4 項の適用を受けるものに係る中間検査の申請をする場合に限る。）は、次に掲げる書類（当該建築物に係る規則第 1 条の 3 第 1 項（規則第 3 条の 3 第 1 項及び第 8 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に添付したものを除く。）とする。

筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書

土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書

令第 46 条第 4 項に規定する数値及び同項の国土交通大臣が定める基準に従った計算の結果並びにそれらの算出方法を記載した書類

第9条第2項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第7条の次に1条を加える改正規定 平成29年8月1日

第9条第2項の改正規定 平成30年4月1日

- 2 改正後の第7条の2の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がなされた建築物について適用し、同日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知がなされた建築物については、なお従前の例による。

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第41号

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年規則第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

法第6条第2項の規定による申出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものである場合
同条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し

当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならないものである場合 同法第12条第6項又は第13条第7項の規定により建築主事に提出しなければならないこととされた適合判定通知書又はその写し及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第1条第1項又は第2条第1項(同規則第7条第1項において準用する場合を含む。)に規定する計画書の副本又はその写し(同法第25条第1項若しくは第30条第8項又は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合にあつては、同規則第6条各号(同規則第7条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類)

第4条第3項中「により適合判定通知書又はその写しが提出された」を「による提出があった」に、「適合判定通知書又はその写しを」を「提出に係る書類を」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第42号

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年規則第70号)の一部を次のように改正する。

第12条中「様式第11号」を「様式第17号」に改め、同条を第19条とする。

第11条中「様式第10号」を「様式第16号」に改め、同条を第18条とする。

第10条中「様式第9号」を「様式第15号」に改め、同条を第17条とする。

第9条の見出しを「(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出等)」に改め、同条第1項中「ときは」の次に「、遅滞なく」を加え、「様式第8号」を「様式第14号」に改め、同条

第 2 項中「認定建築主から」を削り、同条第 3 項中「第 7 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 16 条とする。
 第 8 条の見出しを「(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事完了報告)」に改め、同条中「様式第 7 号」を「様式第 13 号」に改め、同条を第 15 条とする。

第 7 条中「様式第 6 号」を「様式第 11 号」に改め、同条を第 13 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。
 (建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第 14 条 省令第 29 条の規定により省令第 26 条の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書 (様式第 12 号) の正本及び副本に、それぞれ省令第 27 条において読み替えて適用する省令第 23 条第 1 項に規定する図書のうち変更に係るもの (非住宅部分に係る部分に限る。) を添えて、市長に申請しなければならない。

第 6 条を削る。
 第 5 条中「様式第 4 号」を「様式第 10 号」に改め、同条を第 12 条とする。
 第 4 条中「様式第 3 号」を「様式第 9 号」に改め、同条を第 11 条とする。
 第 3 条第 2 項中「様式第 2 号」を「様式第 8 号」に改め、同条を第 10 条とする。

第 2 条の見出し中「申請書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定の申請書」に改め、同条中「第 1 条第 1 項及び省令第 7 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項及び第 30 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「様式第 1 号」を「様式第 7 号」に改め、同条を第 9 条とし、第 1 条の次に次の 7 条を加える。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第 2 条 省令第 11 条の規定により省令第 3 条 (省令第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。) の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書 (様式第 1 号) の正本及び副本に、それぞれ省令第 1 条第 1 項に規定する図書 (非住宅部分に係る部分に限る。) 及び建築物エネルギー消費性能計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 (当該直前の建築物エネルギー消費性能を受けた所管行政庁が市長である場合には、同項に規定する図書 (非住宅部分に係る部分のうち、変更に係る部分に限る。)) を添えて、市長に申請しなければならない。

(特定建築物についての報告)

第 3 条 法第 17 条第 1 項の規定による報告は、特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書 (様式第 2 号) により行うものとする。

(特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出)

第 4 条 法第 12 条第 3 項又は第 13 条第 4 項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書に係る特定建築行為の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書 (様式第 3 号) により市長に申し出なければならない。

(建築物の建築に関する届出に添付する図書等)

第 5 条 省令第 12 条第 1 項 (同条第 2 項で適用する場合及び省令第 14 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の表に掲げる図書 (建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を変更しようとする場合にあっては、変更しようとする部分に限る。) 及び省令第 1 条第 1 項の表 (い) 項に掲げる各種計算書とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び高さ、届出又は通知に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置その他必要な事項
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び屋根の構造

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付した場合にあっては、省令第 1 条第 1 項の表 (い) 項に掲げる各種計算書の添付を要しない。

建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第 12 条第 3 項又は第 13 条第 4 項の規定に基づき交付した通知書 (当該建築物の全部について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行ったものであって、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものに限る。) の写し

建築物の全部が一戸建ての住宅の用途に供するものである場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書であって、当該住宅に係る日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級が等級4に該当し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合しているものの写し

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項に掲げる図書のほか、必要な図書の提出を求めることができる。
(建築物についての報告)

第6条 法第21条第1項の規定による報告は、建築物(特定増改築に係る特定建築物)の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書(様式第4号)により行うものとする。

(建築物の建築の工事完了報告)

第7条 法第19条第1項の規定による届出又は法第20条第2項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る建築物の建築の工事が完了したときは、速やかに、建築物の建築(特定増改築)の工事が完了した旨の報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(建築物の建築の工事を取りやめる旨の申出)

第8条 法第19条第1項の規定による届出又は法第20条第2項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る建築物の建築の工事を取りやめようとするときは、遅滞なく、建築物の建築(特定増改築)の工事を取りやめる旨の申出書(様式第6号)により市長に申し出なければならない。

様式第11号中「第12条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第10号中「第11条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第9号中「第10条関係」を「第17条関係」に、「第10条の」を「第17条の」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第8号中「第9条関係」を「第16条関係」に、「第9条第1項」を「第16条第1項」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第7号中「第8条関係」を「第15条関係」に、「第8条の」を「第15条の」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第6号中「第7条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第11号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第12号 (第14条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) の変更が同規則第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の概要

手数料欄		
受 付 欄	軽微変更該当証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 5 号を削る。

様式第 4 号中「第 5 条関係」を「第 12 条関係」に改め、同様式を様式第 10 号とする。

様式第 3 号中「第 4 条関係」を「第 11 条関係」に、「第 30 条第 1 項
第 36 条第 2 項」を「第 30 条第 1 項
第 31 条第 2 項において準用する第 30
第 36 条第 2 項

条第 1 項 に改め、同様式を様式第 9 号とする。

」

様式第 2 号中「第 3 条関係」を「第 10 号関係」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 1 号中「第 2 条関係」を「第 9 条関係」に、「別記様式第 1 第 3 面又は別記様式第 5 第 3 面」を「別記
様式第 33 第 5 面又は別記様式第 37 第 3 面」に改め、同様式を様式第 7 号とし、同様式の前に次の 6 様式を加える。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) の変更が同規則第 3 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

適合判定通知書番号 第 号

適合判定通知書交付年月日 年 月 日

適合判定通知書交付者

2 軽微な変更の概要

手数料欄		
受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

注 1 欄は、記入しないでください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 1 第 2 面から第 5 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 17 条第 1 項の規定により報告します。

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 特定建築物の位置
- 4 報告の内容

受 付 欄		処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

特定建築行為の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地

申出者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 3 項又は第 13 条第 4 項の規定により交付を受けた通知書に係る特定建築行為の工事を取りやめたいので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 4 条の規定により申し出ます。

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 特定建築物の位置
- 4 取りやめの理由

受 付 欄		処 理 欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

建築物 (特定増改築に係る特定建築物) の設計及び
施工並びに構造及び設備の状況に関する報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

建築物 (特定増改築に係る特定建築物) の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関して、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 21 条第 1 項の規定により報告します。

1 受付番号 第 号

2 届出 (通知) 年月日 年 月 日

3 建築物の位置

4 報告の内容

受 付 欄		処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(第 1 面)

建築物の建築 (特定増改築) の工事が完了した旨の報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地

報告者の氏名又は名称

建築物の建築 (特定増改築) の工事が完了したので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 7 条の規定により報告します。

- 1 届出 (通知) 年月日及び受付番号 年 月 日 第 号
- 2 建築物の位置
- 3 建築確認年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 4 確認検査済証交付年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 5 計画どおりであることを確認した建築士
 (級) 建築士 () 登録第 号
 住所
 氏名
 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
 名称
 所在地
- 6 工事中の軽微な変更の内容

受 付 欄		処 理 欄	
年 月 日			
第 号			
係員印			

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

(第2面)

工事の完了を確認した状況

項 目	確認事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認結果 (不適の場合は、 建築主に対して行 った報告の内容)
外 皮				
空 気 調 和 設 備				
機 械 換 気 設 備				
照 明 設 備				
給 湯 設 備				
昇 降 機				
そ の 他				
備 考				

注1 第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、第2面に記載する必要はありません。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

建築物の建築 (特定増改築) の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地

申出者の氏名又は名称

建築物の建築 (特定増改築) の工事を取りやめたいので、大津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 8 条の規定により申し出ます。

- 1 受付番号 第 号
- 2 届出 (通知) 年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 取りやめの理由

受 付 欄		処 理 欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- 注 1 欄は、記入しないでください。
- 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第43号

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(軽微な変更に関する証明書の交付の申請)

第4条の2 省令第46条の2の規定により省令第44条の軽微な変更該当することを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書(様式第3号の2)の正本及び副本に、それぞれ省令第41条第1項に規定する図書のうち変更に係るもの(非住宅部分に係る部分に限る。)を添えて、市長に申請しなければならない。

様式第1号中「様式第5の第3面」を「様式第5の第5面」に改める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 4 条の 2 関係)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

認定建築主

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
並びに名称及び代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 46 条の 2 の規定により、下記の低炭素建築物新築等計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) の変更が同規則第 44 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

手数料欄				
受 付 欄		軽微変更該当証明書番号欄		決 裁 欄
年 月 日		年 月 日		
第 号		第 号		
係員印		係員印		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。